

平成 28 年度 第2回

自動車整備技能登録試験(学科・実技) 実施のご案内

受付期間 平成29年1月23日(月)～1月27日(金)

※平成29年5月14日実施の試験に合格した方の実技試験受験手数料納付期間 6月5日～6月9日

試験日・実施種目等

学科(筆記)試験 平成29年3月26日(日)

会場:未定

	実施種目	入室時間	試験時間
ラウンド 1	3級自動車ジーゼル・エンジン 3級二輪自動車 2級ジーゼル自動車 自動車車体	8時45分 } 9時10分	9時20分 } 10時40分 (3級は10時20分まで)
ラウンド 2	3級自動車シャシ 2級ガソリン自動車 自動車電気装置	10時45分 } 11時10分	11時20分 } 12時40分 (3級は12時20分まで)
ラウンド 3	3級自動車ガソリン・エンジン 2級自動車シャシ 1級小型自動車	12時50分 } 13時20分	13時30分 } 15時10分 (3級・2級は14時30分まで)

※出題形式:全問4肢択一式でマークシート方式 ※簡易な電卓(文字入力及び通信機能付き以外)の使用可

※出題数:1級は50問、2級(ガソリン・ジーゼル)・電装・車体は40問、3級・2級シャシは30問

※昨年度の合格基準:1級は8割以上の正解、2級・3級・電装・車体は7割以上の正解(1級・2級は分野別責任点あり)

学科(口述)試験 平成29年5月14日(日) 1級小型自動車

会場:未定 ※1級小型の筆記試験合格者が対象です

出題数:2問(①故障診断②整備方法③整備後の説明④その他) 計10分

実技試験 平成29年8月27日(日) 1級小型自動車

会場:未定 ※口述試験合格者が対象です

出題数:4問(①基本工作②点検・分解・組立・調整及び完成検査③修理④整備用試験機・計量器及び工具の取扱い) 計40分

受付場所 一般社団法人 東京都自動車整備振興会

教育部 渋谷区本町4-16-4 (東京都自動車整備教育会館1階) 03-5365-4300

品川支所 品川区東大井1-12-17 (品川検査場構内D棟) 03-3471-6931

足立支所 足立区南花畑4-14-4 (足立検査場向いD棟) 03-3884-3211

練馬支所 練馬区北町2-8-10 (練馬検査場構内D棟2階) 03-3559-1161

多摩支所 国立市北3-29-8 042-525-9919

八王子支所 八王子市滝山町1-267-6 (八王子検査場構内F棟) 042-691-6117

※郵送による
受付はいたしません

受験資格

主な受験資格は以下のとおり
※その他登録試験事務規程に準ずる

1級小型自動車

試験日の前日(平成29年3月25日)において、2級自動車整備士資格(シャシを除く)取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		2級自動車整備士資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴等に該当しない者	3年以上(平成26年3月以前2級資格取得者)
一種養成施設	1級課程	実務経験不要

口述試験

次のいずれかの1級小型自動車の筆記試験合格者

平成27年3月・平成28年3月・平成29年3月 実施の登録学科(筆記)試験

※口述試験合格者が、免除期間中に再度口述試験から受験することは出来ません。

実技試験

次のいずれかの1級小型自動車の口述試験合格者

平成27年5月・平成28年5月・平成29年5月 実施の登録学科(口述)試験

2級(ガソリン・ジーゼル)

試験日の前日(平成29年3月25日)において、3級自動車整備士資格取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		3級自動車整備士資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴等に該当しない者	3年以上(平成26年3月以前3級資格取得者)
高校、専修(各種)学校	機械に関する学科	2年以上(平成27年3月以前3級資格取得者)
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科	1年6ヶ月以上(平成27年9月以前3級資格取得者)
一種養成施設、認定大学	2級課程	3級資格及び実務経験不要
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科	

3級(シャシ・ガソリン・ジーゼル・二輪)

試験日の前日(平成29年3月25日)において、自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴等による区分(卒業又は修了者)及び資格区分		自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴等に該当しない者	1年以上
大学、高校、専修(各種)学校	機械に関する学科	6ヶ月以上
大学、高専、高校	自動車に関する学科	実務経験不要
一種養成施設	2・3級課程	
自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の資格取得者		3級自動車シャシ受験者は実務経験不要
自動車電気装置整備士の資格取得者		3級自動車ガソリン・エンジン 3級自動車ジーゼル・エンジン 受験者は、実務経験不要

2級自動車シャシ

試験日の前日(平成29年3月25日)において、3級自動車整備士又は自動車タイヤ若しくは車体整備士資格取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		3級自動車整備士又は自動車タイヤ若しくは車体整備士資格取得後の自動車の整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴等に該当しない者	2年以上(平成27年3月以前上記資格取得者)
高校、専修(各種)学校	機械に関する学科	1年6ヶ月以上(平成27年9月以前上記資格取得者)
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科	1年以上(平成28年3月以前上記資格取得者)
一種養成施設、認定大学	2級課程	上記整備士資格及び実務経験不要
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科	

特 殊 (電気装置、車体)

試験日の前日(平成29年3月25日)において、受けようとする試験に係わる自動車の装置の整備作業に関する実務経験が下記に該当すること。

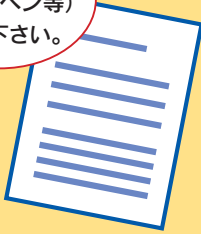
学歴等による区分(卒業又は修了者)		受けようとする試験に係わる自動車の装置の整備作業に関する実務経験	
		電気装置	車 体
一 般	下記の学歴等に該当しない者	2年以上	
大学、高専	機械に関する学科	2年以上	1年6ヵ月以上
	電気に関する学科	1年6ヵ月以上	2年以上
一種養成施設、認定大学	2級課程	1年以上	
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科		
一種養成施設、認定大学	車体課程	2年以上	実務経験不要

申請時に必要なもの

(1種目毎)

1 申請用紙 (受付窓口にて頒布)

青又は黒インク
(ボールペン等)
で記入下さい。



2 受験資格を証明する、証書・証明書又は整備技能者手帳等 【コピー不可】

- 事業主の発行する自動車整備作業実務経験証明書
- 学歴等により実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書・証明書又は修了証書・証明書
- 自動車整備士資格は、検定合格証書・証明書
- 口述から受験する方は、筆記試験合格証明書等
- 実技試験から受験する場合は、学科試験合格証書

※上記の内容が自動車整備技能者手帳に証明済みの場合には、手帳の提示で申請できます。

3 受験票用の証明写真

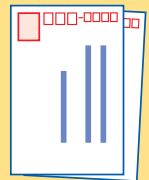


(6×4.5cm)
1枚
※定形外の写真
では受付、受
験できません。

4 郵便はがき2枚 (受験案内・合否通知に使用します。宛先宛名を明記し裏面白紙のもの。)

※1級小型受験者は、4枚(筆記試験合格者で口述のみ受験する場合は2枚)

学科試験と実技試験を続けて受験する場合、学科(口述)試験合格後に実技試験用ハガキ2枚を別途提出していただきます。



5 受験手数料(現金)

学 科 4,200円

1級小型のみ 学 科 6,200円 実 技 12,000円

学科試験と実技試験を続けて受験する場合、学科(口述)試験合格後に実技の受験手数料を納付していただきます。

6 印鑑



合格発表について

学科(筆記)試験 4月11日(火)9時開始予定 **学科(口述)試験** 5月30日(火)9時開始予定

振興会本部及びホームページ(TOSSNET)で、合格者の受験番号を掲示します。
提出された「合否通知用はがき」は、発表日以降に発送します。

合格証書の郵送サービスについて (希望者・学科試験のみ)

学科試験に合格した場合、証書の郵送を希望される方は、申請時に120円切手を添えて申し出下さい。
(なお、合格証書を直接受領される場合は、振興会本部で4月21日以降交付予定です。)

登録試験と国家検定(整備士資格)との関連

登録試験は、民間が行う試験です。『実技試験免除者でこの学科試験に合格された方』『登録実技試験に合格された方』は、あらためて国家検定の申請(全部免除申請)をしないと整備士資格を取得できません。

受験案内について

受験案内ハガキは3月14日頃発送します。3月21日までにハガキが届かない場合は、お問い合わせ下さい。なお、1級小型の受験者で筆記合格者(免除者を含む)への口述試験の受験案内は5月上旬に発送予定です。

注意事項 ～試験運営に、ご協力お願いいたします～

- 1 試験会場へは電車・バス等の公共交通機関を利用下さい。(自動車、バイク、自転車での来場は禁止します)
- 2 試験会場や付近住民に迷惑が及ぶ違法駐車や不謹慎な行為等をした受験者は、試験を失格に致します。
- 3 会場で食事は禁止、喫煙は指定場所をお願いいたします。 ゴミはお持ち帰り下さい。
- 4 種目別に時間を分け試験を実施しますので、入室及び試験時間以外は会場及び廊下等への入場を禁止します。
- 5 試験開始から30分以上遅刻した場合、受験できません。
- 6 受付期間終了後は、申請書・手数料等の返還はいたしません。

※試験会場は現在調整中です。受付期間の際には確定する予定ですので、改めてご案内します。

一般社団法人 東京都自動車整備振興会 教育部内
自動車整備技能登録試験東京地方委員会

東京都渋谷区本町4-16-4 TEL: 03-5365-4300

<http://www.tossnet.or.jp/>